

【重要事項説明書別紙】

ケアプランセンターナッツ 利用料金

令和8年6月1日

①居宅介護支援費

介護サービス提供開始後1ヶ月あたりの利用料金は下記の通りです。

介護支援専門員の取扱件数が45件未満の場合（居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ））

要介護1又は要介護2 11,316円

要介護3、要介護4又は要介護5 14,702円

介護支援専門員の取扱件数が45件以上60件未満の場合（居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ））

要介護1又は要介護2 5,668円

要介護3、要介護4又は要介護5 7,335円

※看取り期における利用者に対し、居宅サービス等の利用に向けて退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者が亡くなれたことによりサービス利用に至らなかった場合、すでにケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われている場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが認められる場合は、居宅介護支援費を算定されます。

※利用者に介護保険が提供される場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）ただし、利用者が以前に介護保険料の滞納がある場合には、利用者より料金をいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

②各種加算料金

・初回加算

3,126円

新規、または、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した際に加算されます。

・通院時情報連携加算

521円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況・生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合に月1回を限度として加算されます。

・入院時情報連携加算（Ⅰ）

2,605円

利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所に対して利用者に係る必要な情報を3日以内に提供した場合に加算されます。

・入院時情報連携加算（Ⅱ）

2,084円

利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を4日以上7日以内に提供した場合に加算されます。

・退院・退所加算

利用者の退院・退所に当たって、当該入院・入所先の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、下記の区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として加算されます。

・退院・退所加算（Ⅰ）イ

4,689円

入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により1回受けている場合。

- ・**退院・退所加算（Ⅰ）ロ**

入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンスにより1回受けている場合

6, 252円
- ・**退院・退所加算（Ⅱ）イ**

入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合

6, 252円
- ・**退院・退所加算（Ⅱ）ロ**

入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、2回受けており、その内1回以上はカンファレンスによる場合。

7, 815円
- ・**退院・退所加算（Ⅲ）**

入院・入所先の職員から当該利用者に係る必要な情報の提供を、3回以上受けており、その内1回以上はカンファレンスによる場合。

9, 378円
- ・**緊急時等居宅カンファレンス加算**

病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師又は看護師とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの調整を行った場合に月2回を限度として加算されます。

2, 084円
- ・**ターミナルケアマネジメント加算**

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者およびその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、その情報を主治医および居宅サービス事業者に提供した場合に加算されます。（死亡日及び死亡日前14日以内の間に2回以上、情報を提供した場合に加算）

4, 168円
- ・**介護職員等処遇改善加算**

介護職員等の処遇改善を目的とし、賃金改善や人材確保、職場環境の整備等に充てられる加算

加算率 2.1%

※ 上記の加算についての、利用料のお支払は、利用料と同様の扱いとなります。

③交通費

通常の事業の実施地域（彦根市）以外の居宅への訪問の場合、介護支援専門員の交通費として1回の訪問につき、実施地域より越えて片道1kmあたり50円をご負担いただきます。